

## 令和6年第3回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年3月7日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
						吉田 繁
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
				大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 名) (推進委員 名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第8号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	6 件
・報告 第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3 件
・議案 第7号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

---

委 員

---

委 員

---

【開会 14：00】

事務局	<p>令和6年第3回の農業委員会定例会を開催させていただきます。</p> <p>出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。</p>
奥野会長	<p>皆様、こんにちは、</p> <p>3月に入りまして雨なども多くなりましたが、まだまだ寒い日が続いておりますが、寒暖差がかなりありますので、感染症に十分注意して農作業の方頑張ってもらいたいと思います。</p> <p>先月21日南河内の農業委員会講習会に松原市民会館まで多数ご参加賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>講習内容は農地の相続に関することが中心だったと思いますが、少しでも参考になったでしょうか。</p> <p>羽曳野市の農業委員会でもこの先、研修会をしたいと思いますけれども、相続登記の申請が義務化されたということで、相続登記をされなかった場合、10万以下の罰金が科せられるとされています。現在日程調整中ですが、会議終了後の1時間程度の研修会をさせてもらいたいと思っておりますので、またその節はよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、案件の概要を事務局の方からお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和6年第3回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。</p> <p>初めに、報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、古市地区2件、埴生地区1件、丹比地区2件、高鷲地区1件の計6件です。</p> <p>次に、報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、古市地区2件、丹比地区1件の計3件です。</p> <p>最後に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、駒ヶ谷地区2件です。</p> <p>以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が9件、議案案件が2件の合計11件となります。</p> <p>それでは議長、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。</p> <p>それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
全委員	異議なし。
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を、松本武博委員と吉田繁委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、6件続けてご説明をさせていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。</p> <p>農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、三筆ございまして、一つ目が、誉田七丁目668番2、地目は、畑、面積は、38㎡です。二つ目が、誉田七丁目670番1、地目は、畑、面積は、791㎡最後に三つ目が、誉田667番2、地目は、畑、面積は、31㎡です。</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、露天駐車場です。</p> <p>現地確認委員は、笹本委員です。</p> <p>2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、古市二丁目132番15、地目は、畑、面積は、871㎡です。</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、共同住宅新築です。</p> <p>現地確認委員は、麻委員です。</p> <p>3件目です。位置図③4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、埴生地区です。</p> <p>対象農地は、一つ目が、向野二丁目349番1、地目は、田、面積は、1,745㎡ 続いて二つ目が、向野二丁目351番、地目は、田、面積は、403㎡となります。</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、木造住宅・露天駐車場で、この案件につきましては、既に転用済みとなっております。</p> <p>現地確認委員は、尼丁委員です。</p> <p>4件目です。4件目に入る前に、この案件につきまして利害関係人にあたられる大谷憲央委員におかれましては、一時ご退席をお願いいたします。</p> <p>なお、先日お送りいたしました予定議案一覧には、現地確認委員として大谷憲央委員を記載しておりましたが、今回、利害関係人と発覚いたしましたので、同じ地区の大谷章委員に現地の確認をお願いしております。</p> <p>それではご説明に移らせていただきます。</p> <p>位置図④4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、丹比地区です。</p> <p>対象農地は、檜山313番3、地目は、田、面積は、260㎡となります。</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、露天駐車場で、既に転用済みの案件となっております。</p> <p>現地確認委員は、大谷章委員です。</p> <p>5件目です。位置図⑤4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、丹比地区です。</p>
-----	---

	<p>対象農地は、檜山184番1の一部、地目は、田、面積は793㎡のうち498.90㎡となります。</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、店舗・ガレージで、この案件につきましても、既に転用済みとなっております。</p> <p>現地確認委員は、大谷憲央委員です。</p> <p>6件目です。位置図⑥4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、高鷲地区です。</p> <p>対象農地は、島泉九丁目154番1、地目は、田、面積は、295㎡</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、住宅建築です。</p> <p>現地確認委員は、奥野会長です。</p> <p>なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いたします。</p>
奥野議長	<p>報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の届出について、三件続けてご説明させていただきます。</p> <p>この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届けとなります。</p> <p>1件目です。位置図⑦5条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、誉田七丁目670番2、地目は、畑、面積は、495㎡です。</p> <p>譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、露天駐車場です。</p> <p>現地確認委員は、笹本委員です。</p> <p>2件目です。位置図⑧5条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、高鷲八丁目670番3、地目は、畑、面積は、10㎡となります。</p> <p>譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、専用通路です。</p> <p>現地確認委員は、笹本委員です。</p> <p>3件目です。位置図⑨5条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、丹比地区です。</p> <p>対象農地は、檜山304番、地目は、田、面積は、546㎡となります。</p> <p>この届出は使用貸借権の設定となります。</p>

	<p>設定人・被設定人は議案書のとおりです。          転用目的は、住宅の建築で、既に転用済みの案件となっております。          現地確認委員は、大谷憲央委員です。</p> <p>なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号農用地利用集積計画（案）の承認について、農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。</p> <p>1件目です。          地図⑩利用集積をご参照ください。          地区名は 駒ヶ谷地区          申請地は 駒ヶ谷117番1 地目は、田、面積は、1,140㎡          権利の種類は、使用貸借です。          権利の設定をする者、権利の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。          契約期間は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。          今回は新規の契約です。          現地については、駒ヶ谷地区の調整区域内に位置しております。          転借人は、他市で農地を借り、露地野菜の作付けをされており、以前から通作距離の近い当市の農地を探されており、今回申請されたものです。          農作業は本人の他親族も加わり4人で年間150日以上に従事できる計画をされています。作付けは露地野菜でなす・トマト・ゴーヤ他数種です。また、取水においては、隣接に水路があります。以上、契約後においても農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できるものと判断いたします。</p> <p>続いて、2件目です。          地図⑪利用集積をご参照ください。          地区名は 駒ヶ谷地区          申請地は 駒ヶ谷1294番 地目は、田、面積は、76㎡                    駒ヶ谷1295番 地目は、田、面積は、52㎡                    駒ヶ谷1296番 地目は、田、面積は、214㎡          以上の3筆で、計342㎡です。          権利の種類は、使用貸借権です。          権利の設定をする者、権利の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。</p>

	<p>契約期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。新規の契約となります。</p> <p>現地については、駒ヶ谷地区の調整区域内に位置しております。</p> <p>転借人は、高校・農業大学校で、野菜・果樹の作付けをされており、ぶどう農園にて、6年間ブドウの栽培に従事しておられました。これらの実績を重ねて、申請されたものです。</p> <p>営農計画はブドウ栽培、機材は動力噴霧器、トラクター、軽トラックは揃えられております。</p> <p>年間従事日数は、母と2人で330日の計画を立てています。</p> <p>これをもって、転借人においては、農地全体を効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事できるものと判断いたします。</p> <p>以上2件、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	本件、3月1日に現地を見てまいりました。周りは田んぼ、稲作をされております。ここだけは雑草が多くて気にかかってたんですけど、新しく借りられた方がきれいに整地されてて、特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、原案どおり承認いたします。</p> <p>1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。</p>
奥野議長	つづきまして、2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	本件についても3月1日に現地を見てまいりました。転借人、若い人ですけど非常にまじめな方で、今後も良好な利用が期待されると思います。特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、原案どおり承認いたします。</p> <p>2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。</p>
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：20】